学校いじめ防止基本方針

伊達市立堰本小学校

Ⅰ　ねらいと基本方針

１　ねらい

いじめ防止に関する基本理念・基本方針を定め、学校・家庭・地域社会及び教育委員会を含めた社会全体が一丸となって取り組むことにより、伊達市を担う一員である本校の児童の生命・身体を守り、安心して生活し、生き生きと学ぶことのできる環境をつくる。

２　いじめの定義

「いじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

【いじめ防止対策推進法 第２条】（以下「法」という。）

「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、以下を踏まえる。

（１）いじめられた児童の立場に立つこと。

（２）いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。

（３）特定の教職員で判断することなく、法第２２条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。

（４）けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目して判断すること。

（５）インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童等がそのことに気付かず心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。

３　いじめの理解

（１）いじめは人間として絶対に許されない行為である。

（２）いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。

（３）嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。

（４）学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

（５）「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察への通報が必要なものもある。これらについては、教育的な配慮や被害者の意

向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通告の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

4　いじめの未然防止のための取組

（1）「学びの基礎となる望ましい学級等集団づくり」

①　一人一人の特性やよさ、学級内での交友関係の把握

○　２年生以上の学年でＱ－Ｕテストの実施

○　Ｑ－Ｕテスト活用法の研修の実施

②　一人一人のよさや可能性が認められる個を大切にする学級経営

○　生徒指導に関する研修会の実施

○　生徒指導協議会による情報共有と生徒指導の充実

③　学校と家庭、地域が一体となる協力体制の構築、保幼・小・中との連接

○　課題に沿った取組の充実

○　ホームページ等による積極的な情報発信

（2）「豊かな心の育成」のために

①　生徒指導の充実

○　いじめや不登校の防止のための組織的対応と関係機関との連携

・　教育委員会の指導・支援を活かした生徒指導の推進

・　スクールカウンセラーによる教育相談の充実

・　児童の実態把握に基づく居場所づくりの推進

・　関係機関との連携を図った事例検討会（ケース会）の実施

②　人権教育・道徳教育の充実

○　特別の教科道徳の時間を要として命の大切さや家族愛、感謝の心を育む教育の推進

・　授業参観日等による授業公開など、全校で取り組む道徳の授業の推進

③　キャリア教育の充実

○　社会的・職業的に自立した社会人となるための能力・態度の育成

・　社会科や総合的な学習の時間等の学習活動を通して自分の役割や責任を果たし、役立つ喜びの体得

・　社会と自己の関わりから、自らの将来について夢や希望をもつ機会の設定

④　人間性豊かな体験活動の充実

○　望ましい集団活動・体験活動を通して、自主・自立の育成

（3）　早期発見・早期対応のためのいじめに関する調査の実施

①　ねらい

○　いじめの早期発見・早期対応、未然防止につなげるため、いじめの実態を把握する。

②　調査時期

○　６月、１１月（年２回）

③　調査内容

○　いじめ発生の有無

○　いじめが発生した場合

・　いじめの内容　　・　発見のきっかけ

・　学校、学級としての対応状況　　・　解消状況

④　調査結果に基づく改善への取組

○　ＰＤＣＡサイクルによる見直し

・　報告　　・　組織的対応　　・　関係機関との連携

（４）　いじめへの対処

①　事案の情報共有（教育委員会との連携）

②　緊急度の判断（自殺防止の徹底）

③　解決の方策・手立ての検討

④　関係機関との連携

⑤　いじめ解消に向けての組織的取組

⑥　報道機関等の対応

Ⅱ　いじめの早期発見・早期対応について

いじめの早期発見・早期対応のために、すべての大人が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、大人が気付きにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても早くから的確に関わり、積極的にいじめの認知に努める。

また、児童に関わるすべての教職員で情報を共有し、保護者や地域の方々とも連携して情報を収集することが大切である。具体的には、次のことに留意する。

（１）いじめは、「どの児童にもどの学校でも、起こり得る」問題であることを十分に認識する。

日頃から、児童が発するささいな信号を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

スクールカウンセラー等の活用により、学校等における相談機能を充実させ、児童の悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備する。

（２）いじめの発見・通報を受けた場合には、学級担任などの特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応し、関係機関等と連携して被害児童を守り通す。いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは規定違反なることに留意する。そして、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して迅速に対応できる体制で臨む。

（３）事実関係の究明にあたっては、当事者だけではなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

（４）学校においていじめを把握した場合は、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

保護者からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾ける。その上で、関係者全員で取り組む。

（５）本校の「学校いじめ防止基本方針」について全職員で共通理解するとともに、内容の見直しを適時行う。

いじめへの対処方針、指導計画等の情報については、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得る。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保するようにし、事実を隠ぺいするような対応はしない。

Ⅲ　いじめを許さない学校づくり

（１）「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。また、児童が自らの力で校内からいじめをなくそうとする活動に取り組む。

（２）いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める上では、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度に留意する。

　いじめる児童に対しては、毅然とした指導を行う。いじめられる児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

　教職員の言動が児童に大きな影響をもつことを十分認識し、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。

（３）いじめが解決したとみられる場合でも、その時の指導により解決したと即断することなく、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いている場合があることを認識し、継続（少なくとも３か月を目安）して十分に注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

Ⅳ　いじめ問題に取り組む体制整備

１　いじめ対策チームの設置

（１）構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

（２）いじめ対策に特化した（調査班、対応班）役割を明確にしておく。

２　心の通い合う教職員の協力体制

　温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。互いに学級経営や授業、生徒指導等について、相談したり尋ねたり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

３　年間を見通したいじめ指導計画の整備

（１）いじめの未然防止や早期発見のために、年度当初、年間の指導計画を全職員で確認し、学校全体で取り組む。

（２）学校いじめ防止基本方針が、適切に機能しているか取組状況についての評価を学校評価に位置付ける。

Ⅴ　いじめを認知した時の対応

対応の流れ	教職員の動き
1いじめの情報のキャッチ（認知） 2　報告 ・些細なことでもすぐに報告 ・憶測を入れない	担任　関係職員　／　児童　保護者　教職員 情報・様子 生徒指導主事 校長　教頭(管理職) 指示
3　事実関係の正確な把握 情報収集 ・いじめられた子、いじめた子から事情聴取 ・他児童、教職員からの情報収集 ・問題状況の把握理解	**学校いじめ対策委員会** **□問題状況の把握と指導・支援方針の共有** **□指導・支援体制の構築** **□「誰が、誰に対し、いつまでに、何をするか」の決定** **□すぐに行うこと（短期目標）と中・長期目標の策定** **□保護者、関係機関との連携** 担任　関係職員 事情聴取　事情聴取　情報収集 いじめられた子　いじめた子　他児童 情報の突き合わせ　状況の検討 ▼　※　報道対応が必要となった場合は、窓口を一本化し、 ▼　一貫した対応を進める。 担任　関係職員　⇔　校長　教頭(管理職)　⇒　市教委 報告 指示 聴取　／　指示　／　報告・様式・以後随時 生徒指導主事　担任　関係職員
4　指導・支援体制の構築と具体的な取組	いじめられた子の保護者　／　いじめた子の保護者 ○　できるだけ早急に、それぞれの家庭に連絡をする。 ・学校が現在把握した情報 ・学校としての方針や対応策 ・面談予定日時 いじめられた子 ○　安心感を与え、心の傷を癒やすとともに、再度いじめられた時にどうするか考えさせる。 いじめた子 ○　適切な人間関係をもつことができるよう指導、支援する。 生徒指導主事　担任　関係職員 支援・指導・資料の作成

Ⅵ　ネット上のいじめへの対応

1　ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン、タブレット端末を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板等に書き込んだりメールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

2　未然防止のために

学校だけでなく保護者と連携を密にし、協力し合いながら指導を行う。

（1）児童への情報モラル指導

○　発信した情報は、不特定多数の世界中の人々にすぐに伝わること。
○　匿名にしても書き込みしたものは、特定できること。
○　有害情報や違法情報も含まれていること。
○　書き込みが原因で思わぬトラブルや被害者を自殺に追い込んだり、傷害等の事件に発展したりする場合もあること。

（2）家庭における留意点

○　パソコンや携帯電話・スマートフォン等を第一義的に管理するのは保護者の責任であるということ。

携帯電話・スマートフォン等を持たせる必要性について十分に検討すること。与える場合は、フィルタリング等の設定をするとともに、使用上のルールを決め、使用状況等をしっかりと見守る必要があること。

○　スマートフォン等のインターネットにつながる端末使用においては、知らない間に個人情報が流出することがあるという特有のトラブルが発生していることを認識すること。
○　ネット上のいじめは、いじめられている側に深刻な影響を与えていることを認識すること。

3　早期発見・早期対応のために

（1）児童が発するささいな信号を見逃さない。

（2）書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐためにも、保護者の協力の下、速やかに書き込みや画像等の削除を行う。なお、事案によっては警察等関係機関と連携し、迅速に対応する。

【指導のポイント】

○　誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」にあたり決して許される行為ではないこと。
○　匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
○　書き込み内容が悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。

Ⅶ　重大事態への対処

1　調査を要する重大事態

いじめの重大事態に関する調査については、令和６年８月３０日付け文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参考にし、被害者側に立った対応を行う。調査を要する重大事態（重大事態発生の疑いを含む）は以下による。

（１）いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ○　児童が自殺を企図した場合
- ○　身体に重大な傷害を負った場合
- ○　金品等に重大な被害を被った場合
- ○　精神性の疾患を発症した場合
- ○　いじめにより転学等を余儀なくされた場合　等

（２）いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手する。

（３）児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

2　重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会を通じて市長に報告する。

3　調査の趣旨・組織

調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

4　調査を行うための組織

調査は、市教育委員会の附属機関である「伊達市いじめ問題対策委員会」が行う。

ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

また、学校はいじめの調査及び対応を継続する。調査の内容は、「伊達市いじめ問題対策委員会」へ情報を共有する。

（令和７年３月１０日改訂）